

2023 年度日本専門医機構認定

皮膚科専門医更新申請について（手引き）

2018 年 10 月 1 日に専門医として新規認定された方及び
前回更新されて、2019 年 4 月 1 日から専門医期間が始まって
いる方が対象となります。

よくある質問

診療実績（症例報告の掲示）について

学会制度で1度でも更新をされたことがある場合は機構制度の更新手続きが初めてでも提出は必須ではなく任意で問題ございません。

下記会員マイページ画面の表示がされた先生は
日本専門医機構認定皮膚科専門医更新対象者です

会員マイページ

▶ トップページに戻る ▶ 終了する

実績登録 専門医 後実績

氏名	会員番号	専門医番号	資格認定期間
皮膚 花子	9999999	00000	

更新要件	単位	詳細
診療実績の証明（初回更新時、10症例（5単位）分必須）	0/10	-
専門医共通講習	5/10	詳細
皮膚科領域講習（20単位を超える単位を算定する事ができる）	0/20	詳細
学術業績・診療以外の活動実績	0/10	詳細
全体の単位	5/50	

○皮膚科専門医更新認定月日+4年目（新規は5年目）の12月20日までに、資格更新の手続きが必要です。

2018年10月1日付新規認定または2019年4月1日付更新認定の専門医は、2023年12月20日までに、更新申請を行っていただくこととなります。更新後の更新認定日は2024年4月1日となります。

その為、次期の後実績は、2024年4月1日からのものが有効となります。

○申請書類の受付は、日本皮膚科学会雑誌や日本皮膚科学会ホームページで案内致します。

○専門医資格を更新できる条件

1. 我が国の医師免許を有すること。
2. 資格取得後、5年以上継続して日本皮膚科学会正会員であること。
3. 後実績において、所定の単位を取得しており、勤務証明を提出すること。

○専門医更新申請をする際は、当年度までの学会の年会費及び支部年会費を完納すること。未納の場合は、専門医更新申請は認められません。

■申請方法・申請書類の送付先

上記の書類を必ず「簡易書留」または、「追跡可能な発送方法」にて以下まで送付してください。

〒113-0033
東京都文京区本郷4-1-4
公益社団法人 日本皮膚科学会 機構制度専門医A担当

※ご提出いただいた審査書類は全て返却致しません。ほかの学会等で必要な書類（参加証等）は、あらかじめコピーを取るようしてください。

※現在 WEB で更新ができるシステムを開発中です。出来上がり次第、HP などでご連絡いたしますので、よろしければそちらもご使用ください。

■申請期間・締切

○2023年4月20日～2023年12月20日必着のこと。

■問い合わせ先

※不明な点は、日皮会事務局／専門医担当までメールまたはFAXにて問い合わせてください。
その際、即答できない場合は、委員会に問い合わせる回答します。ご了承ください。

<お問い合わせ先>
公益社団法人 日本皮膚科学会／“機構制度専門医A担当”
E-mail : hifu-sermon@dermatol.or.jp
FAX : 03-3812-6790

【注意】機構専門医制度の更新手続きについて、これまでの学会専門医制度と異なり日本専門医機構が最終的な承認・認定を行います。

本手続きは一次審査の更新手続きとなり、二次審査の更新手続きについては日本専門医機構が行います。

申請者には皮膚科専門医資格更新申請書に記載いただいておりますメールアドレスへ一次審査終了のご報告をさせていただき、その後二次審査に必要な情報を日本専門医機構へ提出させていただきます。

その為、二次審査以降の問合せは日本専門医機構にお問合せください。

二次審査の日程や承認、認定に関しましては別途日本専門医機構から通知予定です。

（二次審査につきましても日本専門医機構の委員会で審議され、理事会で承認後、認定となります。機構専門医の更新認定までにはお時間がかかりますのでご留意ください）

■更新申請書類について

皮膚科専門医資格更新関係書類などは下記のとおりです。

NO	申請書類名など	要否	チェック
1.	皮膚科専門医資格更新申請書（様式1）	全員必須 ※指導医資格の更新を希望される場合は、1編以上の共著論文の証明書類として掲載された論文のコピーを提出	
2.	個人情報の第三者提供に関するお願い（同意書）	全員必須	
3.	勤務実態の自己申告書（様式2）	必須（特例対象者は不要）	
4.	勤務証明書（様式3-1, 3-2）	必須（特例対象者は不要） 勤務医 ：勤務先施設のホームページなど施設の診療時間と担当医が分かる箇所の書類を一緒に提出 開業医 ：保健所に提出した開設届や勤務先施設のホームページなど施設の診療時間と担当医が分かる箇所の書類を一緒に提出	
5.	診療実績証明 ・症例報告の提示（様式4-1） ・専攻医指導報告書（様式4-2）	必要に応じて 症例報告の提示（様式4-1）は初回更新者が必須。その場合一覧・要約の提出が必要 ※学会制度で1度でも更新をされたことがある場合は機構制度の更新手続きが初めてでも提出は必須ではなく <u>任意</u>	
6.	専門医共通講習（マイページのプリントアウト）	必須 （特例対象者は必要に応じて）	
7.	専門医共通講習受講一覧（様式5）	※自己申告単位を自身で会員マイページに登録できない、または会員マイページの印刷が不可能な場合のみ提出	
8.	皮膚科領域講習（マイページのプリントアウト）	必須 （特例対象者は必要に応じて）	
9.	学術業績・診療以外の活動実績 （マイページのプリントアウト）	必要に応じて	
10.	学術業績・診療以外の活動実績一覧（様式6）	※自己申告単位を自身で会員マイページに登録できない、または会員マイページの印刷が不可能な場合のみ提出	
11.	診療従事証明書（特例対象者のみ）（様式7）	特例対象者のみ必須	
12.	審査料のお振込 または 口座振替依頼	全員必須	

※学術業績・診療以外の活動実績を単位として申請する場合は巻末資料3（「学業実績・診療以外の活動実績一覧」）をご確認ください。

※詳細については、以下をご確認ください。

1. 皮膚科専門医資格更新申請書 【必須】

- 正確に記入してください。
 - E-mail アドレス（必須）の -（ハイフン）、_（アンダーバー）および 0（ゼロ）、0（オー）等は、わかりやすくご記載ください。
 - 勤務先について、現時点で勤務していない場合は、空白で問題ありません。
 - 指導医資格の更新を希望される場合は、1 編以上の共著論文の証明書類として掲載された論文のコピーをご提出ください。
- ※指導医資格とは【各大学の研修プログラムにおける皮膚科専攻医の指導・評価をされる**常勤**の先生が取得される資格】となります。
- その他の先生に関しましては知識を深めていただく為に指導医に関しましても更新頂くことは問題ございません。しかし経歴等には記載できない資格となります為、ご注意ください。
- 皮膚科専門医マップの公開について、広告表示をご希望される場合は、必ず公開にチェックを入れてください。
 - 審査料のお支払方法について、必ずチェックを入れてください。

■単位は専門医認定後のものが有効です。

- ・新規認定者：2018 年 10 月 1 日以降
- ・更新認定者：2019 年 4 月 1 日以降

■規定単位（50 単位）、勤務実績 2.5 年（30 ヶ月）を充当すること。

更新の特例措置

※皮膚科領域においては、相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導に活かす目的で、更新の特例措置を設けています。

専門医（学会専門医を含める）を 3 回以上更新しており、かつ 65 歳以上の場合、4 回目の更新から通常の更新申請と併せて、「診療従事証明書（様式 7）」による申請を行うことで下記の特例を受けることができます。

- ・「勤務実態の証明」の省略が可能
- ・「診療実績の証明」「専門医共通講習」「皮膚科領域講習」「学術業績・診療以外の活動実績」の項目毎の制限を排除
- ・合計 40 単位で更新が可能
(例) 皮膚科領域講習のみ 40 単位取得し、診療従事証明書を提出することで更新可能

2. 「個人情報の第三者提供に関するお願い」 について 【必須】

今回の専門医の更新で学会専門医から機構専門医に移行することに伴い、認定証の発行等の各種作業を含め様々な理由から、一般社団法人日本専門医機構が運用する専門医管理システムへの登録が必要となります。その為、公益社団法人日本皮膚科学会が保有する個人情報を一般社団法人日本専門医機構に提供いたします。

■（同意書）「個人情報の第 3 者への提供に関するお願い」に記載されている日本専門医機構に提供される個人情報の内容をご確認いただき日付、署名のみを記載のうえ、更新書類と一緒にご提出ください。

日本専門医機構による新専門医制度における皮膚科専門医更新は

①勤務実態の証明、②更新単位の取得（診療実績の証明を含む）をもって行います。

①勤務実態の証明

皮膚科領域としては勤務実態を証明する為に「勤務実態の自己申告（様式2）」「勤務証明書（様式3-1、3-2）」を提出することとしています。

3. 勤務実態の自己申告書（様式2） 【必須（特例対象者は不要）】

勤務実態を証明する「自己申告書」として提出してください。勤務実態については、勤務していた直近1年間の実態を記載してください。申告が実態と一致しているか否かについて検証することがあります。

■勤務していた直近1年間の活動内容について、該当する項目にチェックを入れてください。

■専門医として相応しい病院外での医療活動がある場合は内容を記載してください。

4. 勤務証明書（様式3-1、3-2） 【必須（特例対象者は不要）】

勤務証明書は常勤か非常勤かにより、提出する様式が異なります。該当する書類をご提出してください。

※休憩、残業時間は勤務時間に含めることはできませんのでご注意ください。

a. 常勤：皮膚科診療に従事している時間が1施設で週31時間以上

→勤務証明書（常勤）（様式3-1）

勤務先施設のホームページなど施設の診療時間と担当医が分かる箇所の書類と一緒に提出ください。

b. 非常勤：皮膚科診療に従事している時間が週12時間以上31時間未満

→勤務証明書（非常勤）（様式3-2）

勤務先施設のホームページなど施設の診療時間と担当医が分かる箇所の書類と一緒に提出ください。

※定期的な隔週勤務の場合は1/2換算で勤務時間として認められます。

備考に隔週勤務時間を記載いただき、勤務時間部分には1/2換算の時間と通常の勤務時間の合計を記載ください。

※HP上に表記のある診察時間と実際の契約時間に齟齬がある場合には、更新申請の必須書類として雇用書類を併せてご提出してください。

なお、上記b（非常勤）については次の条件を満たすことが必要です。

・日本皮膚科学会代議員または皮膚科専門研修基幹施設のプログラム統括責任者の証明を受けること（代議員の名簿は、日本皮膚科学会ホームページより確認できます。）

また、週12時間を充足する勤務先施設は2施設以内が望ましい。

■当学会の書式を用意しておりますので、そちらをご使用ください。なお、各施設の書式を使用しても問題ございませんが、勤務証明書に記載する必要情報については、当学会書式をご参考ください。

■勤務期間は0.5ヶ月単位で計算します。ひと月に15日以上勤務している月は0.5ヶ月、1ヶ月全て勤務した場合は1ヶ月として算定してください。

例) 勤務期間 2023年4月1日から2023年10月15日→勤務期間：6.5ヶ月
 勤務期間 2023年4月1日から2023年10月31日→勤務期間：7ヶ月

■ご家族が開業されている病院・医院に勤務の場合は、勤務証明書の他に、申請者の名前と診察時間が記載されている書類を送付してください。(保健所に提出した開設届、公表されているホームページ、パンフレット、看板の写真、院内に掲示している管理表など)

■大学院の研究期間を勤務実績として算定する場合、大学院の在学証明書および、事情書(どのような内容を研究しているのか記載)に皮膚科教授の署名をいただき、申請をしてください。担当委員会にて審議いたします。

■特例で認められている対象者については、勤務証明書の提出は不要となります。

■ご不明な点がございましたら、日皮会事務局までご連絡ください。

※ご自身で開業されている場合

開業している証憑として、勤務証明書のほかに、院長・診療時間・開設日などが分かる書類もご提出ください。(保健所に提出した開設届、公表されているホームページ、パンフレット、看板の写真、院内に掲示している管理表など)

診療時間に加えて開設者・院長としての業務を含んだ勤務時間を表記ください。

例) 備考欄に 月-金 9:00~18:00 (うち休憩1時間、事務作業2時間/日) 等

開設者や院長としての業務を含めて勤務時間が週31時間未満の場合は、非常勤の勤務証明書をご提出ください。

勤務証明書に関する提出書類の概要

区分	常勤	非常勤
勤務医の方	①本会が示す勤務証明書(様式3-1) ②勤務先施設のホームページなど施設の診療時間と担当医が分かる箇所	①本会が示す勤務証明書(様式3-2) *代議員または統括プログラム責任者の署名付き ②勤務先施設のホームページなど施設の診療時間と担当医が分かる箇所
開業医の方	①本会が示す勤務証明書(様式3-1) ②保健所に提出した開設届や勤務先施設のホームページなど施設の診療時間と担当医が分かる箇所	①本会が示す勤務証明書(様式3-2) *代議員または統括プログラム責任者の署名付き ②勤務先施設のホームページなど施設の診療時間と担当医が分かる箇所

※②について(勤務医の方)

担当医の記載がない場合は施設の診療時間が記載されている箇所のコピーをご提出ください。

②更新単位 (50 単位) の取得

皮膚科専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)～iv) の 4 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4 項目について 5 年間で取得すべき単位数を示しています (表 1)。これらの単位については、必須取得単位や項目別の最大単位をよく確認の上、総単位数が 50 単位以上となるように取得して下さい。

〈表 1〉 専門医資格項目別更新単位

項目	取得単位	備考
i) 診療実績の証明	(学会制度も含めて 1 回以上更新済) 0～10 単位	・症例報告 10 例毎に 5 単位 ※様式 4-1 診療実績の証明 Excel に記載後、印刷した一覧と要約を合わせて提出 ・専攻医の年間評価を行った場合、1 年間に 1 単位 (様式 4-2 専攻医指導報告書に記載後、専攻医研修管理システム上の「評価・フィードバック」画面を印刷し提出)
	(学会制度も含めて 初回更新) 5～10 単位	・ <u>専門医更新自体が初回に限り</u> 症例報告 5 単位必須 (2 回目以降は任意) 症例報告 10 例毎に 5 単位 ※様式 4-1 診療実績の証明 Excel に記載後、印刷した一覧と要約を合わせて提出 ・専攻医の年間評価を行った場合、1 年間に 1 単位
ii) 専門医共通講習	3～10 単位	・必修講習 A(医療安全、感染対策、医療倫理)各 1 単位必須 ※機構制度初回更新者 (皮膚科では 2023 年度以降に試験に合格し新たに機構専門医資格取得者から) は必修講習 B を適用となる。(学会専門医から機構専門医へ更新された先生は任意) 詳細<巻末資料 2>専門医共通講習に算定できる単位
iii) 皮膚科領域講習	20 単位以上	
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	0～10 単位 (条件により 20 単位まで申請可能)	原則上限 10 単位まで。 ただし、原則の 10 単位以外に、筆頭発表・筆頭論文発表者は 10 単位まで追加申請可能。

<巻末資料 5>単位の取得パターン 3 例に単位の取得方法を紹介しているので、参考にしてください。

○後実績の補足説明

「診療実績の証明」、「専門医共通講習」、「皮膚科領域講習」、「学術業績・診療以外の活動実績」の

各項目の単位の総計で50単位を超えていることが申請の条件です。

5. 診療実績証明 (①症例報告の提示 (様式4-1), ②専攻医指導報告書 (様式4-2)) (最大10単位)
【必要に応じて (専門医更新自体が初回の更新者は必須)】

① 症例報告の提示

5年間に診療した症例について診療日、病名、検査、治療法、転帰、問題点、診療施設名、責任者氏名(印)などを記載した症例報告を10症例分提出してください。症例10例毎に5単位認めることができます。また、入院、外来は問いませんが、疾患名は偏らないよう配慮してください。

・皮膚科専門医研修カリキュラムに記載された35領域のうち複数の領域にわたる必要があります。35領域については<巻末資料1>皮膚科領域の35領域 <症例報告の提示>をご確認ください。

・責任者署名については診療施設が複数箇所の場合は、主たる施設の責任者が署名してください。責任者が本人の場合は本人が署名してください。

■診療実績証明(症例報告の提示)(様式4-1)に必要な事項を記載いただき、エクセルファイルを印刷してご提出ください。

※一覧だけではなく要約の提出も必要です。

② 専攻医の年間評価

・プログラム統括責任者、指導医が専門医研修プログラムにのっとり、専攻医を指導し専攻医の年間評価を行った場合、1年間に1単位を付与します。

※ただし、1年間に何人指導しても1単位のみ付与となります。

■専攻医指導報告書(様式4-2)を記入の上、評価を行った証明書類として専攻医研修管理システム上の「評価・フィードバック」の画面を印刷して、ご提出ください。

6. 専門医共通講習 マイページのプリントアウト (最大10単位)

【必須 (特例対象者は必要に応じて)】

マイページ上の「専門医後実績一覧」の「共通講習詳細画面」を印刷し、提出してください。

専門医共通講習はすべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。皮膚科領域担当委員会で審議し、日本専門医機構によって認められた講習会のみ該当します。

共通講習には、必修講習A、必修講習B、任意講習Cの3つの区分があります。

共通講習は、最小3単位、最大10単位の単位が取得できます。ただし、必修講習A(医療安全、感染対策、医療倫理)を各1単位以上含む必要があります。

(たとえば、学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会などが該当しますが、他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できるものとします)。

専門医共通講習の対象となる講習会は<巻末資料2>専門医共通講習に算定できる単位を参照してください。

日本皮膚科学会が開催している講習会を現地で聴講、もしくは演者として発表した場合、日本皮膚科学会会員マイページに自動的に加算されます。

■大会終了後2か月以内に自動的に単位が加算されますので、日本皮膚科学会会員マイページより、専門医後実績一覧の「専門医共通講習」の「詳細」を印刷して提出してください。

WEB聴講の場合、単位が加算されない講演もございますのでご注意ください。

※参加される学術大会のプログラムや日本皮膚科学会のホームページに公開されている「新専門医制度の聴講単位一覧について」をご確認ください。

研修施設や他学会主催の講習会を聴講、講師として発表した場合、会員マイページには自動的に加算されません。その為、聴講単位、講演での単位は下記のように単位申請ください。

■研修施設や他学会主催の聴講単位（自己申告）

日本皮膚科学会ホームページの会員マイページ「専門医後実績メニュー」に、自分で登録（登録後状態が「未審査」表示）いただき「受講証明書(参加証)」とあわせて提出してください。

■研修施設や他学会主催の講習会を演者として発表した講師単位（自己申告）

日本皮膚科学会ホームページの会員マイページ「専門医後実績メニュー」に、自分で登録（登録後状態が「未審査」表示）いただき、証明書類として抄録、プログラムの、大会名、大会日付、演題名、演者名、が分かる箇所のコピーを、あわせて提出してください。
また自分の発表部分に赤丸を付けてください。

※自身で会員マイページに登録ができない、または会員マイページの印刷が不可能な場合は、専門医共通講習一覧（様式5）の<聴講区分>または<演題区分>に講習会名などを記載し受講証明書のコピーや必要書類と併せてご提出ください。

（詳細は「7. 専門医共通講習受講一覧」をご確認ください。）

○必修講習Bについて

学会専門医から機構専門医に更新された場合は、取得は任意となります。

※共通講習Bの取得が必須の方

皮膚科では機構制度で研修し2023年度以降に試験に合格し、新たに機構専門医資格取得者からその後更新手続きを行う際は上記必修講習Aの他に、必修講習B（医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療等）、両立支援（治療と仕事））を各1単位（計5単位）取得する必要があります。ただし、多様な地域における診療実績が認定された場合、必修講習Bの取得は免除することができます。

（多様な地域は、日本専門医機構と協議中であります。詳細が確定次第、公開します。）

7. 専門医共通講習受講一覧（様式5）

※自己申告単位を自身で会員マイページに登録できない、または会員マイページの印刷が不可能な場合のみ提出してください

■研修施設や他学会主催の講習会を聴講した場合

自身で会員マイページに登録ができない、または会員マイページの印刷ができない場合は、専門医共通講習一覧（様式5）〈聴講区分〉に聴講した講習会を記載しご提出ください。

会員マイページの印刷が可能だが登録ができない場合はマイページのプリントアウトの他に専門医共通講習一覧（様式5）〈聴講区分〉に聴講した講習会を記載しご提出ください。

■研修施設や他学会主催の講習会を講演した場合

自身で会員マイページに登録ができない、または会員マイページの印刷ができない場合は、専門医共通講習一覧様式5）〈演題区分〉に講演した講習会を記載しご提出ください。

会員マイページの印刷が可能だが登録ができない場合はマイページのプリントアウトの他に専門医共通講習一覧（様式5）〈演題区分〉に講演した講習会を記載しご提出ください。

- ・ 証明書類として抄録、プログラムの、大会名、大会日付、演題名、演者名、が分かる箇所のコピーを記載順に揃えてご提出ください。
- ・ 自分の発表部分に赤丸を付けてください。
- ・ 日付が新しいものから順番にご記載ください。

8. 皮膚科領域講習（マイページのプリントアウト）（最小20単位）

【必須（特例対象者は必要に応じて）】

マイページ上の「専門医後実績一覧」の「皮膚科領域講習 詳細画面」を印刷し、提出してください。

日本皮膚科学会が定める講習会等で取得する単位です。皮膚科専門医が最新の知識や技術を身に付けるために必要な講習会への参加を目的にしています。

講習会に現地で聴講している場合は日本皮膚科学会会員カードまたはQRコードで、WEBで聴講している場合は聴講ログで、出席を確認しています。大会終了後2か月以内に、自動的に単位が加算されますので、日本皮膚科学会会員マイページより、専門医後実績一覧を印刷して提出してください。

講師として発表した演題についても自動的に単位が加算されますが、一般演題は認められないのでご注意ください。

※地方会も含み「皮膚科領域講習の聴講単位」に上限はございませんので聴講された分だけ単位として反映されます。

9. 学術業績・診療以外の活動実績 マイページのプリントアウト（最大10単位）

【必要に応じて】

マイページ上の専門医後実績一覧の「学術業績 診療以外の活動実績」を印刷し、提出してください。

- ・ 申告単位は自身のマイページに登録し、必要書類の提出がある場合はご提出ください。
必要書類につきましては<巻末資料3>学業実績・診療以外の活動実績一覧をご参照ください。

算定可能な単位については、<巻末資料3>学業実績・診療以外の活動実績一覧をご確認ください。

なお、自身が筆頭発表者の【業績発表】と筆頭著者の【論文発表】がある場合、最大20単位まで申請可能です。

例1) 論文査読 10 単位+筆頭著者である論文発表単位 10 単位=20 単位
(詳細は巻末資料5の例3) 参照)

例2) 地方会などの参加単位 6 単位+自身が筆頭発表者の学会発表 10 単位+筆頭著者である論文発表単位 10 単位の場合

上限 10 単位 (地方会参加単位 6 単位+自身が筆頭発表者の学会発表 4 単位) と筆頭発表者の学会発表 6 単位、筆頭著者である論文発表単位 4 単位の 10 単位 (合計 20 単位) を取得可能
※申請いただいた残り 6 単位の筆頭著者である論文発表単位は無効

地方会の場合は「皮膚科領域講習の受講単位」と「学術業績・診療以外の活動実績の地方会参加単位」が同時反映されます。ただし「学術業績・診療以外の活動実績の地方会参加単位」は1年に2単位までの反映となります。(合計6単位まで)

10. 学術業績・診療以外の活動実績 (様式6)

【自己申告単位を自身で会員マイページに登録できない、または会員マイページの印刷ができない方のみ提出ください】

※自身で会員マイページに登録ができない、または会員マイページの印刷ができない場合は、学術業績・診療以外の活動実績一覧 (様式6) に記載し、必要書類がある場合はご提出ください。

11. 診療従事証明書 (様式7) (特例対象者のみ) 【必須】

■診療従事証明書 (様式7) に必要事項を記載いただきご提出ください。

12. 審査料振込について 33,000 円 (税込) 【必須】

【審査料 22,000 円 (税込) ・ 機構専門医認定料 11,000 円 (税込)】

1. 口座振替

- (1) 現在、会費等で既に口座振替を利用されている会員が利用可能です。
- (2) 口座振替予定日は、事前に案内いたします。
- (3) 更新申請書の下部の支払方法(口座引落)を選択してください。

2. 銀行振込

- (1) 銀行振込は下記方法にて申請書類送付と同時に振込ください。
- (2) 振込人氏名の前に会員番号を忘れずに入力してください。
- (3) 振込人氏名は必ず、会員名でお振込みください。病院名等では行わないでください。
- (4) インターネットバンキング等でお振込みの場合、振込不能になっていないか確認してください。
- (5) みずほ銀行 本郷支店 口座番号/普通 2787883 口座名/公益社団法人日本皮膚科学会

3. 郵便振込

- (1) 郵便振込は下記方法にて申請書類送付と同時に振込ください。
- (2) 通信欄に会員番号、振込人氏名、「専門医資格更新 審査料 ¥33,000」とご記入ください。
- (3) 口座番号: 00160-9-183791 加入者名: 公益社団法人日本皮膚科学会

■専門医資格を更新できない場合の措置

・移行期期間に病気・出産・海外留学その他止むを得ない事由で更新申請ができない者は、更新申請期限までに専門医資格更新延期申請書およびその事情を説明できる書類と事情書を添付し、ご提出ください。

委員会で審議され理事会で認められた場合、専門医資格の更新期限の延長となります。

・移行期間に更新基準を満たすことができず、更新延期を選択する場合

学会制度で専門医資格を取得した先生が、機構制度の専門医に移行する際に単位不足により、更新が困難な場合は、特例により専門医資格更新延期の申請が可能となります。

ただし、通常の延期理由による延期（病気・出産・海外留学その他止むを得ない事由等）とは違い、猶予扱いとなり、下記の通りの対応となりますので、ご確認をお願いいたします。

・本理由による専門医資格更新延期申請は、移行期のみとなり、1回のみとなります。

・延期期間は1年間となり、延期の延長などは原則ありません。

・専門医更新認定期限が1年間延期されますが、猶予扱いと同様の取り扱いとなるため、次回の専門医更新期間から1年間分が、前倒しされることとなり、次回の更新期間が4年間となります。

そのため、次回の更新の際は、4年間で更新に必要な単位と、勤務実績などが必要となりますのでご留意ください。

次回の更新手続きが完了以降は通常通り5年で更新手続きが可能となります。

■資格の喪失

更新の条件を満たさないで5年を超えますと専門医資格を喪失します。計算違いで単位数、勤務実績が不足したということが無いように、お気をつけください。

※この解説は修正されることがあります。日本皮膚科学会ホームページまたは雑誌の会報欄にご留意ください。

公益社団法人 日本皮膚科学会

〒113-0033

東京都文京区本郷4-1-4

電話：03-3811-5099

FAX：03-3812-6790

<巻末資料1>皮膚科領域の35領域 <症例報告の呈示>

1	湿疹・皮膚炎	19	褥瘡
2	紅皮症	20	色素異常症
3	蕁麻疹	21	母斑と母斑症
4	痒疹	22	その他の遺伝性皮膚疾患
5	癬痒症	23	上皮性腫瘍・神経系腫瘍
6	薬疹	24	間葉系腫瘍
7	血管・リンパ管の疾患	25	リンパ腫と類症
8	紅斑症	26	メラノサイト系腫瘍
9	角化症	27	ウイルス感染症
10	炎症性角化症と膿疱症	28	細菌感染症
11	水疱症	29	真菌感染症
12	膠原病および類症	30	抗酸菌感染症
13	代謝異常症	31	性感染症 (STI)
14	軟部組織 (皮下脂肪組織・筋肉) 疾患	32	動物性皮膚症・寄生虫症
15	肉芽腫症	33	付属器疾患 (汗器官・脂腺・毛髪・爪)
16	太陽光線による皮膚障害	34	粘膜疾患
17	物理・化学的皮膚障害	35	全身疾患に伴う皮膚症状
18	皮膚潰瘍		

<巻末資料2> 専門医共通講習に算定できる単位 (原則として1時間1単位)

1. 医療安全	1単位 (必修)	} 必修講習 A
2. 感染対策	1単位 (必修)	
3. 医療倫理	1単位 (必修)	
4. 医療制度と法律	1単位	} 必修講習 B
5. 地域医療	1単位	
6. 医療福祉制度	1単位	
7. 医療経済 (保険医療等)	1単位	
8. 両立支援 (治療と仕事)	1単位	} 任意講習 C
9. 臨床研究・臨床試験	1単位	
10. 災害医療倫理	1単位	

*上記 1~10 の講師については、1人あたり1時間の講演につき、2単位付与することができる。
(証明のための資料として、抄録、プログラムのコピーを提出すること)

*他学会や医師会主催の共通講習の受講証明書については、受験申請の際に受験申請書類と併せてご提出ください。

〈巻末資料3〉学業実績・診療以外の活動実績一覧

項目名	概要	取得単位
皮膚科領域専門医委員会が指定する学術集会における一般演題の学会発表	証明書類として抄録、プログラムのコピーを提出すること。	筆頭発表者：1 単位 共同発表者：1 単位 (2nd author に限る)
皮膚科領域専門医委員会が指定した学術雑誌にピアレビューを受け掲載された内外論文発表 ※巻末資料(4. 代表的な雑誌のリスト)参照	証明書類として掲載された論文のコピーを提出すること。	筆頭著者：2 単位 全共著者：1 単位
共通講習、皮膚科領域講習における司会や座長	証明書類として抄録、プログラムのコピーを提出すること。	司会や座長：1 単位 ※聴講単位とは別に付与
皮膚科領域専門医委員会が指定する学術雑誌の査読対象雑誌 【日本皮膚科学会雑誌、西日本皮膚科、Journal of Dermatology, Journal of Dermatological Science】	著者・所属、論文名、要旨、雑誌名、編集委員名を判読できないようにした査読の依頼状と査読結果の写しの提出か、または、Publons による証明を行うこと。	1 単位 ※同一論文の再査読は単位としては認めない。
日本皮膚科学会ガイドライン策定委員会の委員長（作成するガイドラインが個別のグループに分かれている場合、それぞれのグループ長を委員長とする）	証明書類として掲載誌の該当箇所のコピーを提出すること。	1 件につき 2 単位 ※当該ガイドライン発表時の委員長に付与
皮膚科領域専門医委員会が認定するアンケート・症例数調査などへの回答を行った場合	証明書類として施設責任者の証明が必要。	各施設の担当者 1 人：2 単位
皮膚科領域専門医委員会が認定する臨床研究、医師主導自主臨床研究	研究計画書を提出すること。 なお、調査あるいは研究において対象症例がない場合、単位は付与しない。	責任者：2 単位
皮膚科専門医試験問題作成や試験委員・監督など試験に関する業務に携わった場合	委員委嘱状のコピーなど、任期が分かる資料を提出すること。	1 年度につき 1 単位
皮膚科専門医資格認定に関する業務に携わった場合	委員委嘱状のコピーなど、任期が分かる資料を提出すること。	1 年度につき 1 単位
地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合	講演会のプログラム等コピーを提出すること。	60 分の講演：1 単位 120 分以上の講演：2 単位 (上限回数制限なし)
校医を 1 年以上務めた場合	委嘱状のコピーを提出すること。	2 単位 (5 年間で上限 2 単位)
皮膚科学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員	委嘱状のコピーを提出すること。	1 年度につき 2 単位
日本皮膚科学会の地方会への参加単位	当該地方会に専門医共通講習または皮膚科領域講習として認められている講演があり、かつ、その受講単位を取得していること。	1 回につき 1 単位 (1 年間 2 単位 5 年間で 6 単位)

<巻末資料4> 代表的な雑誌リスト

No	索引	タイトル
1	A	Acta Dermato-Venereologica
2		Allergology International
3		Archives of Dermatological Research
4	B	BMC Dermatology
5		British Journal of Dermatology
6	C	Case Reports in Dermatology
7		Clinical and Experimental Dermatology
8		Contact Dermatitis
9		Cutis
10	D	Dermatologic Therapy
11		Dermatology
12		Dermatology Practical and Conceptual
13		Dermatology Reports
14	E	European Journal of Dermatology
15		Experimental Dermatology
16	I	International Archives of Allergy and Immunology
17		International Journal of Dermatology
18	J	J Wound Care
19		JAMA Dermatology
20		Journal of Cutaneous Immunology and Allergy
21		Journal of Cutaneous Pathology
22		Journal of Dermatological Science
23		Journal of Dermatological Treatment
24		Journal of Environmental Dermatology and Cutaneous Allergology
25		Journal of Investigative Dermatology
26		Journal of Leprosy
27		Journal of Skin Cancer
28		Journal of the American Academy of Dermatology
29		Journal of the European Academy of Dermatology and Venereology
30		Journal of the German Society of Dermatology
31	M	Medical Mycology
32		Monthly Book Derma
33		Mycoses
34	P	Phototherapy Research
35	S	Skin Cancer
36	T	The Journal of Allergy and Clinical Immunology
37		The Journal of Dermatology
38	ア	アレルギー
39	ニ	西日本皮膚科

40		日本小児皮膚科学会雑誌
41		日本皮膚免疫アレルギー学会雑誌 (旧：日本皮膚アレルギー・接触皮膚炎学会雑誌)
42		日本皮膚科学会雑誌
43		日本臨床皮膚科医会雑誌
44		日本臨床皮膚外科学会誌
45		日本美容皮膚科学会雑誌
46	ネ	熱傷
47	ヒ	皮膚
48		皮膚科の臨床
49		皮膚科臨床アセット
50		皮膚の科学
51		皮膚病診療
52	リ	臨床皮膚科

<巻末資料5> 単位の取得パターン3例

例1) 聴講がメインとなるパターン ※初回更新者以外の場合

項目名	取得単位	説明
①診療実績の証明	0単位	
②共通講習の受講	3単位	総会に出席し、必修講習A(医療安全、感染対策、医療倫理)を聴講
③領域講習の受講	47単位	総会や支部大会に出席し、教育講演など(計47講演)を聴講
④学術業績の単位	0単位	

例2) 聴講がメインとなるパターン ※初回更新対象者の場合

項目名	取得単位	説明
①診療実績の証明	5単位	診療実績 10 症例を提示。※初回更新者に限り症例報告 5 単位必須。(2 回目以降は任意)
②共通講習の受講	3単位	総会に出席し、必修講習A(医療安全、感染対策、医療倫理)を聴講
③領域講習の受講	42単位	総会や支部大会に出席し、教育講演など(計42講演)を聴講
④学術業績の単位	0単位	

例3) 2回目以降の更新かつ学術業績が多いパターン(学術業績の単位が最大20単位の場合)

項目名	取得単位	説明
①診療実績の証明	0単位	
②共通講習の受講	3単位	総会に出席し、必修講習A(医療安全、感染対策、医療倫理)を聴講
③領域講習の受講	27単位	総会や支部大会に出席し、教育講演など(計27講演)を聴講
④学術業績の単位	20単位	学会集会における一般演題の筆頭発表者(10単位)
		学会雑誌にピアレビューをうけ掲載された筆頭著者論文(10単位)

別記(1) 日本皮膚科学会の地方会

北海道地方会	青森地方会	秋田地方会	岩手地方会	宮城地方会	山形地方会
福島地方会	新潟地方会	群馬地方会	栃木地方会	茨城地方会	東京地方会
信州地方会	山梨地方会	静岡地方会	北陸地方会	東海地方会	京滋地方会
大阪地方会	山陰地方会	島根地方会	岡山地方会	広島地方会	山口地方会
徳島地方会	高知地方会	香川地方会	愛媛地方会	福岡地方会	長崎地方会
佐賀地方会	大分地方会	熊本地方会	宮崎地方会	鹿児島地方会	沖縄地方会

別記(2) 国内における単位申請可能な学術集会

日本皮膚科学会総会	日本皮膚科学会支部学術大会	日本小児皮膚科学会学術集会
日本臨床皮膚科医会学術集会	日本研究皮膚科学会学術集会	日本アレルギー学会学術集会
日本ハンセン病学会学術集会	日本医真菌学会学術集会	日本性感感染症学会学術集会
日本化粧品学会学術集会	日本臨床免疫学会学術集会	日本皮膚病理組織学会
日本免疫学会学術集会	日本乾癬学会学術集会	日本結合組織学会学術集会
日本皮膚悪性腫瘍学会学術集会	水疱症研究会	日本熱傷学会学術集会
角化症研究会	加齢皮膚医学研究会	日本臨床皮膚科医会ブロック大会
皮膚かたち研究学会	日本光医学・光生物学会学術集会	日本色素細胞学会学術集会
日本皮膚免疫アレルギー学会学術集会	日本皮膚外科学会学術集会	日本皮膚科心身医学会学術集会
日本臨床皮膚外科学会学術集会	日本美容皮膚科学会学術集会	日本褥瘡学会 九州地方会
日本褥瘡学会学術集会	毛髪科学研究会	函館皮膚科医会
小児皮膚科学セミナー	日本臨床皮膚科医会都道府県大会	日本医学会分科会
アトピー性皮膚炎治療研究会	東北海道皮膚科医会	日本発汗学会
近畿皮膚科集談会	日本医学会総会	日本性感感染症学会関東甲信越支部総会
日本医真菌学会東海・北陸地方会講演会	皮膚真菌症指導医講習会	日本白斑学会
都道府県医師会主催の生涯教育集会	日本アレルギー学会中国四国支部地方会	皮膚脈管・膠原病研究会
日本レックリングハウゼン病学会		

別記(3) 国内における参加型教育集会

皮膚真菌症指導者講習会、皮膚病理診断研究会診断講習会

別記(4) 国外における学術集会

World Congress of Dermatology

The Asian Dermatology Association

The European Society for Dermatological Research

The European Academy of Dermatology and Venereology

GA²LEN UCARE Urticaria Conference (蕁麻疹国際会議)

日独合同皮膚科会議

Eastern Asia Dermatology Congress

International Societies for Investigative Dermatology

The American Academy of Dermatology

INTERNATIONAL SOCIETIES FOR INVESTIGATIVE DERMATOLOGY MEETING

日豪合同皮膚科会議

国際小児皮膚科学会